(趣旨)

第1条 この規則は、国際武道大学大学院学位規程第3条第2項の規定により国際武道大学(以下「本学」という。)大学院武道・スポーツ 研究科における修士の学位論文審査基準について定める。

(論文の内容)

第2条 学位論文は、研究成果を得た経緯を詳細に記述したものとする。

- 2 学位論文の作成やデータの保管等に関して倫理的配慮が求められる場合には、国際武道大学研究倫理規程のほか研究課題に関連する学会及び団体の倫理規定等を遵守しなければならない。
- 3 学位論文は、自己の研究結果あるいは他の研究成果に対する解釈において、新たな知見や創意が含まれているもの、又は、これに 準ずるものとする。

(論文の構成・要点)

第3条 学位論文は原則として、研究目的、研究材料・研究方法、研究結果及び考察の項目で構成されていることが求められる。

2 構成項目におけるそれぞれの要点は次のとおりとする。

構成項目	要点
研究目的	(1) 研究課題が適切に設定されていること。
	(2) 研究目的が明確であること。
研究材料	(1) 研究課題を解決するための具体的な情報収集方法が適切であること。
研究方法	(2) 研究の対象とした資料等の所在が明確で適切であること。
	(3) 情報分析の方法が的確であること。
研究結果	(1) 研究課題の解釈に使用する調査あるいは実験等で得た情報が的確に明示できていること。
	(2) 必要な図表及び写真等について適切に表記・説明されていること。
考察	(1) 研究結果で示した情報に基づく合理的な議論が展開されていること。
	(2) 研究結果に対する解釈とそれを裏づける先行研究が論理的客観性を有していること。
	(3) 研究課題に対する新たなる知見あるいは解釈などが論理的かつ独創性に富んでいること。

(申請論文の審査基準)

第4条 審査対象となる学位申請論文(以下「申請論文」という。)の審査基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 学術論文に求められる論理の客観性や独創性等を満たしていること。
- (2) 武道・スポーツ、体育、健康のほか関連する分野における事象を科学的・学問的な視点から捉え、課題を見出し、その課題に対して創造的知見を提示した学術資料であること。
- (3) 研究目的から考察に至るまで明確な表現と一貫性があること。
- (4) 研究成果を導き出した論法並びに評価の展開に整合性があり、当該内容が独創的であること。

(口頭発表に対する審査基準)

第5条 最終試験となる口頭発表に対する審査基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 申請論文に関連する知識及びその周辺知識を有していること。
- (2) 申請論文の内容を明確に伝えるためのプレゼンテーション能力を有していること。

(学位申請論文の審査)

第6条 審査対象となる申請論文の審査では、本学の学位授与方針等を踏まえ、第4条及び前条の要件を満たし、武道・スポーツ領域に おいて、自立した研究者として高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得しているかという観点で総合的に審査する。

附則

この規則は公告の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、平成28年度入学生から適用する。